

二一九二二

事變對處妥納附屬具體の方策

時局收拾ノ條件ハ、概ネ左ノ通りトス。

第一北支

四 非武装地帯ノ設定

北支某一定地域（概ネ永定河附近ヨリ張家口ヲ連ヌル線）ヲ、非武装地帯トシ、同地帯ノ治安維持ハ、武装ヲ制限セル支那警察ヲシテ、其ノ責ニ任セシム。

（二）北支ニ於テ帝國ノ許與シ得ル限度

（一）必要ニ應ジ、我万駐屯軍ノ兵數モ、事變勃發當時ノ兵數ノ範圍内ニ於テ、出來得ル限り自製的ニ縮少スルノ意向アル旨表示ス。

（二）塘沽停戰協定（之ニ準據シ成立セル各種約束ヲ含ム。但北

極秘

平申合ニ準據セル各種申合、即チ（一）長城諸關門ノ接收（二）通車

（三）設關（四）通郵（五）通空ハ、解消セラレサルモノトス。（土肥原案德

純協定、及梅津何應欽協定ハ、之ヲ解消ス。（尤モ、現ニ河北省内ニ

進出シ居ル中央軍ハ、省外ニ撤退スヘキコト勿論ナリトス。）

但石非武装地帯内ノ、排日抗日ノ取締及赤化防止ヲ、嚴ニスルコトヲ約セシム。

（三）冀察及冀東ヲ解消シ、南京政府ニ於テ、任意右地域ノ行政ヲ行フコトニ同意ス。

但右地域ノ行政首腦者ハ、日支融和ノ具現ニ、適當ナル有力者タルコトヲ希望ス。

尙右ニ關聯シ、北支ニ於ケル日支經濟合作ノ趣旨ヲ協定ス。

0264

1.1.1.0 - 27 7221

0265

1.1.1.0 - 27 7222

REEL No. A-0221

S 1.1.1.0-27 7223

第ニ上海

上海ニ非武装地帯ノ設定

①上海周邊一定地域ヲ非武装地帯トシ、同地帯ノ治安維持ハ、國際警察若ハ武装ヲ制限セシメ、其ノ責ニ任セシメ、租界工部局警察之ヲ援助ス。

②右ニ依リ、各國カ租界ニ陸上兵力ヲ保持スルノ要ナキ情態ヲ出現セシムルコト。(軍艦ノ在泊ハ此ノ限ニ非ス。)

第ニ日支國交ノ全般ノ調整

以上、第一及第二ニ依リ停戰談ト同時ニ、又ハ引續キ、從來ノ行懸リ

但右ハ日支平等ノ立場ニ立テ、合辦其他ニ依リ合作タルコト勿論ナリ。

(0266

上海、善後処理、関係、閣下
 関係、閣下
 参謀本部
 田部

ニ捉ハレサル、日支國交調整ニ關スル交渉ヲ行フモノトス。國交調整案ノ要綱左ノ通り。

尙右停戦ノ話合成立シタルトキハ、日支双方ニ於テ、從來ノ行懸リヲ棄テ、眞ニ兩國ノ親善ヲ具現セントスル「ニューデール」ニ入ルモノナルコトヲ聲明スルモノトス。

一、政治的方面

(一) 支那ハ滿洲國ヲ正式承認スルコト

(二) 日支間防共協定（北支非武装地帯内ノ防共ハ、之ニ依リテ當然實現サルヘキモ、同地帯ニ關シテハ、特ニ取締ヲ嚴ニス）

(三) 停戦條件ニヨリ、冀東冀察ヲ解消セシムル外、日本ハ内蒙方面ニ就テモ南京トノ間ニ話合シ、南京ヲシテ我方ノ正當ナル

0267

7224

S 1.1.1.0 - 27

要望（概ネ前記(二)ニ包含セラル）ヲ、容レシムルコト（支那ハ

錫、察兩盟ニ於ケル徳王ノ原狀ヲ認メ、之ヲ以テ滿支間ノ緩衝地帯トシ、双方右狀態保持ヲ尊重ス。）

(四) 支那ハ全國ニ亘リ抗日排日ヲ嚴ニ取締リ、邦交敦睦令ヲ徹底セシムルコト。（北支非武装地帯内ノ排日抗日ニ關シ、特ニ取締ヲ嚴ニスヘキハ勿論ナリ。）

二、軍事的方面

自由飛行ヲ廢止スルコト。

三、經濟的方面

(一) 特定品ノ關稅率引下。

(二) 冀東特殊貿易ノ廢止、竝ニ非武装地帯海面ニ於ケル、支

0268

7225

S 1.1.1.0 - 27